

令和5年度前期 STEPS チューター実施要項

【1】チューター制度の概要

(1) STEPS 生チューターとは

STEPS 生チューターとは本学と協定を結んでいる海外大学から派遣された交換留学生（STEPS 生）を、学習生活及び日本での社会生活においてサポートする日本人学生のことです。

(2) 支援対象者

埼玉大学が協定を結んでいる大学から派遣された交換留学生

(3) 募集人数

20名

(4) 実施期間

令和5年4月～令和5年9月末まで

(5) 1週間当たりの活動時間

週12時間を限度に実施してください。勤務時間は30分単位で報告願います。

(6) 支援体制

STEPS 生1グループ（7～8人）に対しチューターを2名配置します。

【主な支援内容】

《学業支援》

大学の学習・研究に関する全般的及び個別指導
コース・講義科目の選定などに関する助言
日本語・日本事情に関する指導
図書館、資料室の利用法

《生活支援》

空港への出迎え
生活立ち上げのための買い物補助
県内や首都圏の交通手段、病院、保健所、区役所、入国管理局への付き添い
郵便、電話、健康保険の支払い手続き

※チューター業務にあたらぬもの

遊興的な活動はチューターの業務にあたりません。

例) 留学生パーティへの参加、生活用品の買い物、個人的な旅行やチケット手配、
日本文化の紹介で川越に行く、日本料理店に行く

(7) 謝金

チューターには、出勤表に基づき謝金（1,100円/Hから源泉徴収税分3%が引かれた額）が支払われます。謝金は、出勤表と履修・勤務状況一覧表が提出された後、所定の手続きを経てチューターの銀行口座に振り込まれます。振り込みの時期は、実施の翌々月末になります。

【2】募集要件

本学正規生（学部・大学院生）で日本人学生（留学生は対象外）及び下記の①～⑦を全て満たす方。特に、日時を指定している業務においては必ず予定を空けておいてください。

- ①基本的な英会話ができること。
- ②留学生のサポートを積極的に行うこと。
- ③月1回（任意）の報告会に参加すること。
- ④3月15日または3月17日（両日とも13:30～15:00実施）のオリエンテーション（ワークショップ含む）に必ず参加すること。
- ⑤4月3日・4日の両日に羽田空港もしくは成田空港へ出迎えに行けること。
- ⑥4月4日（終日）・5日（9:00～12:00）または17日までに住民届等の手続き補助を行えること。
- ⑦4月5日（12:00～14:30）のキャンパスツアーに必ず参加できること。
- ⑧チューター同士かつSTEPS生全員に連絡先等のプロフィールを提供することを承認できる方。

※ピアサポーターとの兼任可

【3】応募方法

- (1) 下記フォームを記入すること



<https://forms.office.com/r/nkGhMyMp89>

- (2) 応募期限：3月3日（金）12:00まで

【4】出勤表、履修・勤務状況一覧表の作成

業務を実施した場合は、必ず(1)出勤表 (2)履修・勤務状況一覧表 (3)口座振込依頼書（初回のみ）を作成してください。月毎に作成してもらいますが、実施のなかった月の提出は不要です。

出勤表には、指導の内容および時間等を記載し、留学生相談室の中本先生と面談を行い確認印をもらって、指導を行った月の翌月20日までに留学・国際交流課に提出してください。

なお、中本先生との面談には事前予約が必要ですので、留学・国際交流課にて予約をしてください。

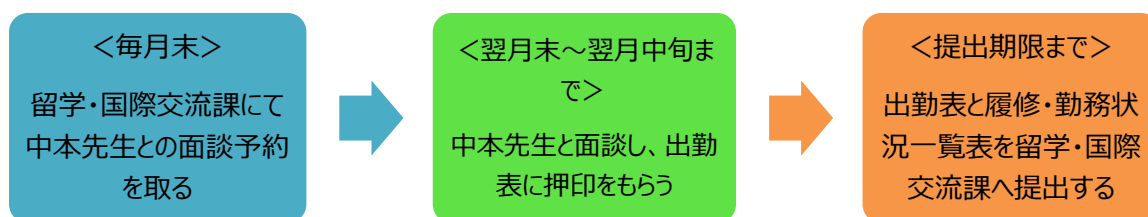
【提出書類】 ①出勤表 ②履修・勤務状況一覧表 (③口座振込依頼書：初回のみ)

【提出期限】 指導を行った翌月20日まで

【提出先】 留学・国際交流課

※提出時に印鑑をお持ちいただくと、書類内容に不備があった時にスムーズです。

【チューター報告のフロー】



【4】渡日後すぐに行う業務・手続き

① 空港へのピックアップ作業

応募者の住居地を考慮し、STEPS 生の来日時刻に合わせて羽田空港、または成田空港へ迎えに行ってください。ただし、全員に依頼するとは限りません。具体的なピックアップ作業の内容は、オリエンテーション時に説明します。ピックアップ完了後は、埼玉大学国際交流会館 1 号館へ留学生を連れて行き、入居の手続きを補助してください。

② 住民登録、健康保険の加入、国民年金の免除・猶予申請（必須）

留学生は入国後、住居地が決まってから 14 日以内に住居地の市区町村の担当窓口（桜区役所）に届け出なければなりません。併せて、健康保険の加入及び国民年金の免除・猶予申請を行ってください。上記手続きを 2023 年 4 月 4 日（終日）・5 日（9:00～12:00）または 17 日までの任意の日に実施していただきます。住民登録が完了しないと、下記②銀行口座の開設ができませんので注意してください。

③ 銀行口座の開設（STEPS 生から希望がある場合）

留学生が口座開設を希望する場合、口座開設のサポートをしてください。ゆうちょ銀行では印鑑がなくても口座が作れますので、留学生にはおすすです。下記③携帯電話（または SIM カード）の契約を行う際に銀行口座の開設が必要な場合があります。

特に日本学生支援機構（JASSO）の海外留学支援制度を受給する STEPS 生には口座開設を必須としています。

④ 4 月 5 日（12:00～14:30）のキャンパスツアー（必須）

埼玉大学構内のキャンパスツアーを実施していただきます。ツアーの内容を統一するため、オリエンテーション時にワークショップを行います。

<参考> 携帯電話（または SIM カード）の契約

STEPS 生には原則、本学が推奨する SIM カードを契約してもらいます。

【4】学期中の業務

①日本語学習会

5月上旬より、STEPS 生向けの日本語学習会を実施します。この学習会では STEPS 生が受講する日本語集中コースで課される課題等の補助を行っていただきます。実施日時はチューターの履修登録状況により決定します。この学習会で教えることは専門的な文法や用法ではなく、日本語ネイティブが使用する自然な表現や発音等です。

②その他

STEPS 生に対して効果的な教育・生活支援の必要性が発生したら、適宜依頼します。

【5】その他

- ・留学生が何かしらのトラブル・体調不良などを訴えたら、早急に留学・国際交流課までご連絡ください。
- ・空港への出迎え業務以外は特別な事情がない限り交通費を支給しません。
- ・応募者多数の場合は、応募時に記入していただいた志望動機をもとに選考を行います。
- ・STEP 生とピアサポーターの交流会を下記のとおり実施しますので、ぜひご参加ください。

【Welcome Party (秋ヶ瀬公園散策)】

日 時：4月5日(水) 15:30～18:00

集合場所：全学講義等1号館205教室。

【問い合わせ】

留学・国際交流課

TEL:048-858-3011

E-mail:inbound@gr.saitama-u.ac.jp